

「由来記」の成立

— 椎葉山「由来記」成立の背景 —

大賀 郁 夫

はじめに

宮崎県東臼杵郡椎葉村は九州山地の中央部に位置し、国見岳・烏帽子岳・向坂山・市房山などに囲まれ、また耳川・一ツ瀬川・小丸川の源流をなす、平家落人伝説でも有名な山間村落である。藩政期には椎葉山や那須山とも呼ばれ、支配上は人吉藩預地であったが、実質的な山中の支配は四掛の庄屋と横目および小役人によってなされていた。

この椎葉山には山中の伝承や系譜を記した書物がいくつか残されており、形式的にみると「椎葉山由来」と「椎葉山覚」に分けることができる(ここでは総称として「由来記」と呼ぶ)。これらは異本も多く内容的にも若干の差異がみられるが、前・後欠のものも多く完結しているものは少ない。このうちおよそ内容的にも整ったものに限定すれば、現在村内で確認できる「由来記」は、「椎葉山由来」六冊と「椎葉山覚」二冊の計八冊である¹⁾。なかでも「椎葉山由来」では十根川神社本と椎葉操家本が、また「椎葉山覚」は那須安蔵家本が完全に近い体裁をとっている。

さて、この「由来記」の内容は、大きくA平家落人伝説、B戦国合戦記、C元和騒動(椎葉山騒動)顛末、D人吉藩預地となる経緯、E辰(寛延元)年上納分・村役人名書上、F庄屋由緒・系譜、G先祖・帯刀理由の尋問・回答、H村役人の待遇、の八項目に分けられる。内容に大まかに分けると、平家落人伝説に始まる椎葉山全体に関する内容をもつのが「椎葉山由来記」、元和五年元和騒動と明暦二年人吉藩預地の経緯に限定されたものが「椎葉山覚」であり、それぞれ目的に応じて作成されたと考えられる。このうち、「由来記」の中心部分を構成しているのがA平家落人伝説とC元和騒動であ

り、ここから那須大八郎と鶴富姫の悲話を伝える平家落人伝説が広く流布することになったものと思われる。

では、これらの「由来記」はいっぺん、どのような目的で成立し、語られ、そして流布され始めたのだろうか。この観点から、小稿では「由来記」の内容構成を整理・確認し、その成立年代を確定するとともに、そこから「由来記」が作成された背景、およびその作成の目的について考えてみたい。

— 「由来記」の内容構成

「由来記」の内容A～Hが、各本でどのように構成されているかをまとめたものが第1表である。これによると、「椎葉山由来」と「椎葉山覚」とが区別され、また「椎葉山由来」のなかでも十根川神社本・椎葉操家本と、那須安蔵家本以下とが区別されていることがわかる。

ここでは、「由来記」のA～Hの内容について、それぞれの原文を紹介しながら、「由来記」の内容構成についてみておこう。

A. 平家落人伝説

これは「椎葉山由来」のみに記述されており、その中心的な地位を占める。十根川神社本にみる伝説の記述を示そう。

元暦の昔、平家の軍勢長門之國壇乃浦に於ことくく亡、安德天皇お始め奉り、二位女院并に一門之諸将入水しなされ、不残亡失いたされし由、諸々乃家にて記録等に茂有之候処、入水乃内存命乃面々申謀り、時節を待ち命全ふし、何卒安泰の地お求

第1表 由来記・覚類の内容構成

史料名	所蔵家	A	B	C	D	E	F	G	H	備考
椎葉山由来	十根川神社	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
椎葉山由来記	椎葉 操家	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
椎葉山由来	那須安蔵家	◎	◎	◎	◎					
〔椎葉山由来〕	蔵座高見家	◎	◎	◎						
〔椎葉山由来〕	那須久実家	◎		◎					◎	前欠
〔椎葉山由来〕	甲斐一男家	◎	◎	◎						前・後欠
椎葉山の覚	那須安蔵家			◎	◎					
〔椎葉山覚〕	那須久実家			◎	◎					前欠

〔註〕 A. 平家落人伝説 B. 戦国合戦記 C. 元和騒動(椎葉山騒動)顛末 D. 人吉藩預地となる経緯 E. 辰(寛延元)年上納分・村役人名書上 F. 庄屋由緒・系譜 G. 先祖・帯刀理由の尋問 H. 村役人の待遇 尚、内容的に触れているものは○、特に詳述もしくは強調しているものは◎とした。

め、山深く忍隠れ、天運の至る時をまつに若くわなしと、豊後国玖珠の山に分け入り留る、今に至り平家山と云い伝ふ、去れ共山浅く、鎌倉に知れあらわれむ事を怖れ、肥後国阿蘇路を経て当国に迷ひ来て、此山中に暫時を過す処、頼朝公聞召に及給ひ、奈須与市宗高者八嶋の戦場に弓勢をあらわし、平家方の軍兵恐れをなすと聞伝ふ、此際平家共残党一人たり共生けて置間敷くと、宗高に西国出陣を命ずるに、宗高私儀八嶋の戦場にて疾風に当られ、其時よりしていかなる痛に哉、当時矢先覚束なく奉存候、然るに私弟大八郎宗久と申者当年廿二才、的之稽古仕候に幸本茂あだ矢無、殊に私より大兵に生れ、力飽迄強よく強弓好に候へば、此度九州に御差し遊されて茂槌と奉存候、当時迄何の役も相勤之儀も無是候へば、如何有是候哉と言上致するに、頼朝公聞召され、此際大軍を催するに不及、先ずる時者一人たり共征する事無片時茂早く出陣致し、日出度帰陣のトキ者鎌倉に罷出可旨被仰、即ち与市宗高領地に帰国致し、舎弟大八郎宗久に主君頼朝公之御鏡を伝ふ、大八郎大に悦び、兄宗高次男宗昌等手勢引具し、海陸を経て九州江下り、平家之残党を尋ね、肥後国阿蘇路より日向乃境迄来りし時、山険しく馬乃通るよすがなく、詮方無く此処にて馬を乗捨登山する、即ち大八郎鞍を置しりしを、誰れ云ふとなく鞍置村と呼びなせしを、何時となく今は鞍岡村と呼びにける時、恰茂元久式年宗久等山又山を攀ぢ登り、向山と云ゑる処江詰よせ討じず、落延る平家日肥之境五ヶ荘と云ゑる五谷に逃れ、深く忍び民家に落下り、椎樫の実を拾、鳥獸を討て食事となし、山畑を開き耕作を業となし渡世を営み候へ共、馬の通ひは不及申、或は木乃根をたより、藤乃橋を拵へなとして漸く五谷か往来之通路有之、至極槍誠之隠れ口わ数十年知る者なかりしに、折々塩を求めに町場に出、怪しき人柄諸人乃ふしんなし、御公儀様へ洩れ聞ゑ、今わ六十年前以前御吟味仰付、五ヶ荘の惣地頭権之丞祖父平家重代乃唐波と云ゑる鎧差上候由承り伝ゑ候、今此山椎葉山と申て奈須大八郎宗久暫時之陣小屋、椎之葉を以て風を防ぎ、誠に椎葉山なりける由、夫れ以前は山の名やなけん、大八郎宗久住居跡有之、在所者今に至り上椎葉・下椎葉村と申候、又奈須山と呼なしたると伝へ、然るに大八郎入山以来三年の星霜を経る、此間平家の残党諸々に散在成と

雖も再挙の見込無、耕作を業とし斯かる乱に敵として討つに不忍、又大八郎宗久敬神之念深く、平家残党之為め上椎葉に特に平氏之崇敬する敵島神社を勧請し、滞陣中見廻り中に風景ニ富む戸根川乃小丘陵に目を止め、我国最古之諸神を祭り、其傍に大八郎宗久当地に下向之砌り、途中京都清水寺に参詣之節、観音菩薩之御守りを買、仏として崇拜せしを安置し、此祭神今に至ル迄茂戸根川神社ニ祝ひ祭る、又此社の傍に我國稀に見る大杉有り、是れ大八郎宗久乃手植の杉と云ひ伝ゑ来り、此國の大栃乃木者神乃手植とて鬱槍として林をなし、戸根川神社の顯著なる神徳と言ひ、又巍然として立つ大杉・大栃を見て茂神々しき事思ひはかれり、さすが源氏之重臣大八郎宗久、平氏残党之為め上椎葉に敵島神社を勧請し、又当地に来り彼等の武運長久を祈る為めに戸根川に者諸神を祭る英勇之心事之程や思ひ知られたり、大八郎此滞陣中モ早平家之残党愈々再起の見込無きに極り、鎌倉殿の御意を受け帰国之節、招呼ひの侍女鶴富と云ゑるなん、大八郎乃寵を受け其節懐怡せり、大八郎云ゑるに聽て安産なし、男子出生に於ては我か本国下野之國へ連れ越す可、女子なるトキは其身に遣す、何れにせよ親子の証拠にとて天国乃太刀に系図を写差添ゑ、彼の侍女鶴富に渡し帰国致被候処、至極安産取上見れば女子出生、此侍女奈須家乃血脈を大切に思ひ、娘に智を貰ひ養育し奈須何某と名乗り、子孫相続して耕作を業とし、不足の年は葛藪之根を食事となし、已に拾余代を経、奈須玄蕃と申者の代となり、男子四人持ち嫡子左近、二男弾正、三男将監、四男九郎右衛門、城に随ひ系図乃面を柔懐し、何卒先祖の家業を再起せんとの密談、余の人口を恐れ山にて談合之上、夫々臍を堅めける、此所今に至り断の尾立と申候(傍線筆者)

意識すれば、元暦二年長門国壇ノ浦で平家軍が滅亡するが、入水したものの存命だった者たちは安泰の地を求めて九州へ下り、豊後国玖珠から肥後国阿蘇を経て日向国椎葉山へたどり着く。しかし頼朝の知るところとなり那須与市宗高に平家残党の追討が命じられる。与市は病氣を理由に弟大八郎宗久に代役させ大八郎は九州へ下向し椎葉山へ入山する。しかしかつての栄華もななく隠れ住む平家一門を哀れみ、大八郎は追討を断念する。大八郎は暫く留まり敵島神社を勧請したりし、また鶴富姫と懇ろになる。帰国の命をうけた大

八郎は、解任中の鶴富姫に男子出生であれば本国下野へ上らせ、女子であれば椎葉で育てるよう言い残して帰国する。鶴富は女子を出生し、のちに贅を取り那須姓を継がしめた、ということになる。

全体として講談的・伝説的で史実としては全く信憑性に乏しいが、問題はこの伝説がいつ頃から語られ始め、またそれがどこから伝承されたかである。残念ながら現時点では語られ始めた時期については明確にし得ないが、例えば源氏軍が平家残党討伐に椎葉まで下向するという内容は、C(元和騒動(元和五年))で椎葉山住民が幕府軍の討伐を直接受けたところから想像して、それと関連させたものと考えられる。そうであれば、成立時期は中世まで遡ることはないと思われる。

また傍線部分に、「已に拾余代を經、奈須玄蕃と申者の代となり、男子四人持ち嫡子左近・二男弾正・三男将監・四男九郎右衛門、城に随ひ系図乃面を柔懐し、何卒先祖の家業を再起せんと密談」とあるように、那須大八郎宗久の子孫を奈須玄蕃に繋いでいる点に注意したい。後述するようにこの奈須玄蕃とその子らは、元和騒動では幕府方についた「御朱印方」であり、椎葉山が人吉藩預りとなるに及んでは庄屋を勤めた家柄である。すなわち、ここでは庄屋の系譜を那須大八郎に求め、その正当性を示すために平家落人伝説が利用されたものと思われる。この場合、何故平家落人でなければならなかったのかは明らかでないが、近世期において山間地域での修験者たちの活発な活動が背景にあったことは想定できよう。

B. 戦国合戦記

これも内容的に数多くの合戦話が錯綜する。甲斐一男家本から該当個所の記述を示そう。

一 神門皇原城ニ取掛り候打立之儀者、小崎美作殿之弟長門殿打立ニ而山中之勢を揃取掛り、尾八へ石見殿ハ時分他行被致、帰宅之時分城乗り、同尾八へも神門江七ツ時分欠付、七ツがりの弓箭皆いつくし被申候節、ゆびの爪根も血出候由、惣而石見殿手柄と承候事

一 無程肥後之内矢部愛東寺之城ニ押寄、是を討取被成候事、石見子周防代ハ成程無事ニ而候事、次ニ形部太夫代大川内兵部太夫、此兩人惣山中申

合米良山と引合、求摩五本松迄討取可被成、弓箭を取掛被成候、其日八月朔日朝早天ニ而朝霧深ク包候ニ付、米良も手分仕後入懸り候而、兵部太夫事被討取候、其陣ニ而人吉林田小六・尾八重奈須弥太郎鎗を組良久敷戦被成候時、後も廻り討取被成候、形部太夫大兵ニ而走り出、其場ニ三人いふせ、夫も段々岩野へ陣御引被成候、兵部太夫墓所岩野橋口ニ有之候事

一 椎葉山・米良山両山、湯山參河殿も雇勢ニ而山中之勢揃へ、嵩ノ枝尾カミの園とねり子相高之者、前々打寄り評定相究メ、兵部太夫を大為ニ而具足ハ壹両、鎗ハ壹本と極り、生身の血を取酒ニ入吞申合候由、惣而岩野うその原牛くら川迄打出候、兵部太夫下野殿討死、墓所うその原ニ有之、湯前參川殿之様ニ罷被願出候由

内容的には、永禄二年に人吉城主相良氏と湯前城主東氏の争いの時に、大河内城の那須兵部太夫は小崎向山一族と申合わせ、東氏の要請に応じて肥後・球磨に出兵して敗死した。また小崎・尾八重の椎葉勢が神門皇原城を攻略し、皇原城を奪ひ神門地方を確保するなど、椎葉勢が肥後・球磨に出兵する一方で、神門地方を確保するといった合戦物語的な記述となっている。

実際椎葉山が史料上で確認できるのは中世末期からであり、球磨郡水上村岩野の三田八幡社供養塔には、永禄二年(一五五九)人吉領主相良氏と湯前領主東氏との抗争に加わり敗死した那須兵部太夫の名がみえる。また上井覚兼日記には、天正一二(一四一四)に小崎の奈須左近将監が島津方として出動したこと、鷹のことで島津氏が将監に扶持を与えたこと、島津氏が那須一統に本領安堵としていたこと、さらに奈須弾正忠が八代で島津義弘に陣中見舞いをしていたことなどが確認される。

C. 元和騒動

元和騒動は「椎葉山騒動」とも称され、「椎葉山由来」「椎葉山覚」双方に必ず記述がみられ、「由来記」のなかでも一番力点が入れられている部分であるが、内容的には若干差異が見られる。まず、椎葉家本による「椎葉山由来記」の記述は次の通りである。

一 惣領左近太夫殿ハ末第九郎右衛門殿と一手成、椎葉山之内小崎城を乗り取り、今小崎村是なり、彈正殿ハ向山、將監殿ハ神門之城、何も帷幕之中の積りにたかわす、押領いたされ候よし、將監殿ハ其時之延岡城主高橋右近太夫様幕下に属し、神門之城に住居(中略)

一 奈須彈正殿ハ向山之城に住居之処病死いたされ、一子久太郎殿代ニ至り向ふ附、十三人徒党を企、不意に押寄鉄炮ニ当り、終に空敷成給ふよし、此日二月十日にて近在之百姓今ニ至り二月十日ハ久太郎殿御噂申出シ候、彈正殿子孫此節断絶仕候由承伝候

一 奈須左近殿ハ小崎之城に末之弟九郎右衛門殿と一所に居住之処病死、御子息三人成に嫡子主膳殿・二男五左衛門殿・三男太郎兵衛殿と申候よし、主膳殿家督継候代ニ成り、向ふ山右之乱出来、久太郎殿伯父之跡従弟之義、殊に主膳殿一子専千代殿、学文のため向ふ山江滞留之内右之乱に逢給ひ、専千代殿も久太郎殿も一所に討れ給ふゆへ、至極之いきとほり口惜クおもはれ候得共、多勢に無勢一己之刀を以敵を討、恨を散する事成かたく、ひそかに忍出江戸表へ罷越、右之趣逐一言上被致候得ハ、尤ニ被思召上候而椎葉山悪党さらへと名付、右十三人吾人も不残成敗被仰付候よし、主膳殿ハ滞留之内病死被成、奈須家嫡流此節断絶ニ及候得共、主膳殿存命之内次之弟五左衛門殿、隣国之義ゆへ薩摩守様へ御頼被成候処、御知行千石被下、薩摩之国江御引取之由、奈須重代天国之太刀ニ系図相添ゆつり渡され、此五左衛門殿子孫等於薩摩今ニ奈須家相続して子孫繁昌のよし承之候(以下、略)

ここでは、那須大八郎の子孫である彈正の子左近太夫とその弟ら四人と、左近太夫の子主膳ら三兄弟の山中での動向が中心に記載されている。向山城の彈正の死後向山の十三人衆が徒党を企てその子久太郎を襲い、その際左近太夫の嫡子主膳の子専千代も殺されたため、口惜しく思った主膳が江戸へ訴え十三人の討伐がなされた、というのが元和騒動のあらましである。騒動での具体的状況については一切触れられておらず、専ら左近太夫ら奈須一族の動向を中心に記述がなされているのが特徴である。

一方、那須安藏家本「椎葉山の覚」では、次のような記載である。

一 椎葉山者住古より拾三人ニ而在所くを領し罷在候、太閤御所も鷹匠落

合新八郎と申人、鷹巢見立ニ被差下候節、奈須彈正と申もの迎ニ出、彈正宿江申請もてなし逗留被致候

一 新八郎被申候者、御前方御用者可承と被申候ニ付彈正申候ハ、我々山中を領し候得共証文も無之候間、御朱印頂戴仕度由頼、尤奈須左近太夫・同紀伊・拙者三人江頂戴候様ニと申候、新八郎上洛御朱印申請与之

一 御朱印方ハ彈正子奈須久太郎・同紀伊・同左近太夫

一 拾式人方ハ奈須中務・同源兵衛・同勘七郎・同九右衛門・同久助・同忠兵衛・同清五郎・同次兵衛・同弥市・同貞右衛門・同加賀・同作右衛門也

一 彈正代より驕強く無理之仕置共有、山中之者遺恨ニ存、久太郎討果し可申と彼宿所江押寄候処、久太郎熊本江立退、豊後駿河江罷出訴申上之、山中之者駿府江被召寄、穿鑿被成候得共、急度如何様共仰出無之ニ付、山中之もの御暇なしニ罷下候、其後久太郎御朱印謀判仕、山中江掃我俵ニ仕置いたし候、右御朱印謀判之由相聞、又々山中之もの談合候而、久太郎討果申候由

一 左近太夫子主膳と申ハ久太郎妹簪ニ而候、口惜く存江戸江罷出訴訟申上候付、山中之者十式人被召寄、御大名方江御預御僉議之上、十式人共御成敗なり

一 主膳者安東対馬守様高崎江御預、紀伊子玄蕃ハ安部備中守様江御預
一元和五年己未、台徳院様御代玄高様被為召、椎葉山退治被仰付之上使大久保四郎左衛門様・阿倍四郎五郎様御同道御越、山中江残居候十式人方之もの十人球摩江召寄御成敗、其後山中江御越御仕置被成候而治り申候ここでは椎葉山中での彈正一族と向山十二人方との対立から、元和五年の大久保・阿倍ら幕府上使らによる十二人方の討伐までが、平坦ではあるが記述されている。ここでは特に、彈正一族が公儀から朱印を賜った者たちであること、「元和騒動」では幕府方御朱印方であったことが明記されており、彼らが公儀権力側に属していたことが強調されている。

この「元和騒動」については、鎮圧した側(幕府及び人吉藩)でも詳細に記録されており、幕府史料としては「東武実録」⁶⁾「徳川実記」⁷⁾「寛政重修諸家譜」⁸⁾、人吉藩史料としては「殿中ニ而御尋之節申上候条々」⁹⁾「歴代参考」¹⁰⁾

「歴代嗣誠集覽」などがある。事件を鎮圧した側とされた側とでは、内容に相違があるのは当然であるが、「椎葉山の覚」での記載が山中に語り継がれたものというより、寧ろ鎮圧した側＝人吉藩の史料に依っていることは明らかである。この「元和騒動」に関しては、史料的には明暦二年に人吉藩が幕府への報告のために作成した「殿中ニ而御尋之節申上候条々」が最も信憑性が高く、これが幕府・人吉藩が認めた公式見解と考えられる。ここから、「椎葉山の覚」が作成された背景に、人吉藩が大きく関係していたことは充分推測される。

D. 人吉藩預地となる経緯

元和騒動後、椎葉山は阿蘇宮預りを経て明暦二年に人吉藩預地となるが、ここではそれまでの山中支配の状況と、人吉藩預地となることに対する反発から逃散事件が起こる過程について記述されている。那須安蔵家本「椎葉山の覚」には次のように記述されている。

一 殿有院御代明暦二丙申年、尾崎之勘右衛門・松尾ノ久左衛門・下福良ノ助兵衛・大河内ノ小兵衛、此四人より向山之野平の古城ニ人移候儀、又竹木立之儀申懸候処、向山之勘六と申もの色々と返答申候付而、御隣山之儀故御在所も御注進在之、四郎五郎様御相談ニ而、申四月十四日御老中江被仰上候、四月十五日頼寛公儀被為召、四郎五郎様同道御登城、伊豆守様・豊後守様・雅楽頭様御列座、椎葉山先年公事之儀御尋付而、段々被仰上候

一 閏四月六日寛公御帰城、同廿三日も羽月又右衛門・縦木新右衛門椎葉山江被遣之、御奉書之旨被仰聞、何茂奉得其意候事

一 勘右衛門・助兵衛・小平次、巢鷹をおろし日州通候而江戸江罷出候、久左衛門儀不参候

一 八月、右三人之もの江戸日本橋さや町江宿いたし候、高崎江罷在候主膳方へ見廻り、御老中様方々江罷出、然而八月四日三人之もの御評定所江被召出候、巢鷹三ツ差出進上仕度申上候、伊豆守様被仰候ハ、鷹ハフミニ而何之用ニも不立、か様之ものを遠路指参り申候ハ、定而是をかこつけニ致し、何そ訴訟可申上との奥意可為候条申上候、一々被仰懸候、

申上候ハ椎葉山数年主も無御座候、然者安藤左兵衛様江御預ケ被成候奈須主膳事、何之科茂無御座ものニ而候、主膳年も寄たるもの候、御赦免被下候得者山中へ召下、かいころし申度奉存旨申上候、伊豆守様被仰候ハ、彼主膳を召連下り又々材木を切取過役言懸、弥々気任致へき伽ニと存候哉、主膳事思ひ懸なし、椎葉山之儀相良殿江被仰付候ハ、其方ともハ不存候哉と被仰候へハ、不存候と申上候、伊豆守様又々被仰候者、相良ニ被仰付候者必定不存候哉と稠鋪御せき得者何いなひ不申上候而、先々退出申通、神尾備前守様・四郎五郎様へ御咄被成候

一 九月八日、伊豆守様へ四郎五郎様御咄候処、伊豆守様被仰候去四日山中之ものとも評定所へ呼出、今度持参之巢鷹役ニ茂不立候間納問敷候、又那須主膳帰山ニ佗言無思懸候、右両条如此相濟候上者、元々之ごとく山へ可罷帰候、相良殿へ支配被仰付候間、万事彼下知を可相守候、扱又前々材木を過分ニ切取、其外六ヶ鋪儀共申候ハ、其方など可為候ハんと被仰候得者、左様ニ而者無御座候と申上候、此已後万事たしなミ可申候、若徒党を企気任之儀候ハ、其方と中惡鋪もの共可致訴人候、其時ハ相良殿も稠鋪可申付候、相良手ニ餘り候ハ、隣国之衆へ被仰付、不日ニ打つふし可被成候、能々相良殿をうやまひ下知を不背様可相心得候、此段伊豆守様申付候通、豊後守殿・雅楽頭殿江参上申上、早々可罷帰旨被仰付候よし、豊永五助被召呼被仰聞候

一 右三人江戸へ参候付、勘右衛門子助太夫・助兵衛子助五郎、求摩へ呼寄被召置候

一 申十月、三人之もの帰山求摩へ者不罷出、日州縣領江立退候、仍右一類共段々立退、人数九拾五人内男六拾六人・女式拾九人、右之段有馬様も江戸へ被仰上、求摩江も御使札来

一 縦木新右衛門江戸へ被遣、十一月九日四郎五郎様御同道伊豆守様罷出、欠落三人之儀委細申上候、残り御両所様江も同断

一 十二月十七日、有馬様も以兩使勘右衛門・小平次・助兵衛被差越、右三人妻子并付徒欠落候男女不残椎葉山へ罷帰候

ここでは、明暦二年八月に巢鷹を献上するために江戸へ赴いた勘右衛門らが、老中らに鷹に献上価値がないことを叱責され、さらに同年閏四月には椎葉山

が人吉藩預地となったことを知らされたこと、今後相良氏の下知に従うよう命じられるが、彼らは椎葉山に帰山せず延岡藩領へ一族と共に逃散し、一二月に延岡藩と人吉藩の斡旋で帰山して落着くことが中心に記述されている。特に下線部で示したように、椎葉山預りが人吉藩に命じられたこと、椎葉山は人吉藩の下知に従うことが強調されている。また「十二月廿六日米良半右衛門江戸江被遣、右三人之儀付而度々御奉書御到来之御礼、且三人之者山中居所江落着、山中無替儀候由(椎葉久実家本「椎葉山覚」)とあるように、人吉藩がこれらの抵抗を解決し、静謐に支配していることを幕府へ報告する形になっている。

この記述の主体は、例えば「御隣山之儀故御在所も御注進在之、四郎五郎様御相談ニ而、申四月十四日御老中江被仰上候」などの表現から人吉藩であることがわかる。すなわち、このD部分是人吉藩側の史料に基づいて、人吉藩の指示によって記述されたことは明らかである。

E. 辰(寛延元)年上納分・村役人名書上

これは、辰年すなわち寛延元年の椎葉山の年貢上納分を記したものである。椎葉操家本「椎葉山由来記」には次のように記されている。

- 一米六石三斗壹升九合三勺式才 御年貢米
- 一米六石三斗壹升九合三勺式才 但石ニ付御定直段六拾匁かへ
- 高三拾壹石五斗九升六合六匁 免式ツ
- 高百石ニ付六升掛り 御伝馬宿入用
- 一米壹升八合九勺六才 但石ニ付右同断
- 高百石ニ付式斗掛り 六尺給
- 一米六升三合式勺 此銀三匁七分九厘式毛
- 一米六升三合式勺 此銀三匁七分九厘式毛
- 高百石ニ付拾五匁掛り 御蔵米入用
- 一銀四匁七分
- 一銀四百三拾六匁 鉄炮四百三拾六挺、壹挺ニ付壹匁
- 一銀六百六拾式匁四分四厘 畑茶六万六千式百四拾四斤五歩役

但百斤ニ付式拾目
 寅年御年貢米代四ヶ年賦去辰年上納
 寅年三高掛四ヶ年賦去辰年上納
 寅年鉄炮役四ヶ年賦去辰年上納前
 寅年畑茶役四ヶ年賦去辰年上納前
 一銀九拾四匁七分九厘
 一銀式匁四分壹厘八毛
 一銀百九匁
 一銀百六拾五匁六分壹厘也
 合壹貫八百五拾九匁八厘八毛
 従来椎葉山は無年貢地であったが、延享三(寅)年に人吉藩によって検地が実施されて高三一石余が設定された。幕府は検地実施年からの年貢上納を要求したが、人吉藩は取立不能としてこれを拒否し、結局は寅年分を四年賦で上納することで決着しており、史料中の寅年四ヶ年賦去辰年上納はこのことを示している¹⁰⁾。この部分も人吉藩側の史料である。

F. 庄屋由緒・系譜

これは大河内・松尾・向山・下福良の各庄屋の由緒・系譜を書上げたもので、「元和騒動」の顛末と一部重複している。椎葉操家本「椎葉山由来記」では次の通りである。

- 一(前略)玄蕃と申候末ハ只今那須兵部左衛門ニ而御座候、主膳と申候末ハ那須助左衛門ニ而御座候、那須彈正末ハ絶、只今ニ而ハ無御座候
- 一那須三郎右衛門先祖ハ那須主膳二男ニ而御座候由、右之趣何そ書付等も無之、慥成事ハ不相知候得共、先祖も之伝迄ニ而御座候由(後略)
- 一松岡久左衛門義者代々松尾村へ罷在候哉と御尋ニ付、代々罷在候由、尤右類縁ニ而先祖御座候由
- 何れも現時点(寛延二年か)までの庄屋四家の先祖の活躍振りを、戦国期から筆を起し、「元和騒動」では御朱印方であったこと、各家とも一族縁であることが強調されている。内容的に先祖を那須大八郎までは遡らせることはせず、現実的な報告記述になっていることが特徴である。

G. 先祖・帯刀理由の尋問・回答

ここでは人吉藩役人から、山中の人家ができた由来と、現在帯刀している根拠についての尋問、及びそれに対する回答が述べられている。椎葉操家本

「椎葉山由来記」の記述では次の通りである。

一 椎葉山中由来之儀何之頃も人家出来仕候哉、其義相知れ不申候

一致帯刀来候由ハ、山内者共我俣相勤候ニ付、元和五己未夏秀忠公御代相良左兵衛尉へ蒙仰御成敗有之、為上使阿部四郎五郎様・大久保四郎左衛門様被遊御越之砌も帯刀仕候より、其後も帯刀候哉委細之儀ハ相知レ不申候

山中での帯刀の根拠について、わずかに「元和騒動」の際にも帯刀していたことが理由に挙げられ、その後は不明としている。この尋問の背景については後述する。

H. 村役人の待遇

これは明暦二年に椎葉山が人吉藩預地とされた後の、庄屋・横目・小役人らの人吉藩の待遇について述べたものである。

(前略) 右人数年頭御礼毎年求摩城江罷出候、殿様御在国之年ハ麻上下着シ、脇指ニ而独礼之御目見合被仰付、於御横間ニ大盃を以氣根次第御酒被下置、二宿於町宿御料理被下置候、然共此方も年礼物ハ申不及、椎葉山中ニ有合候軽キ品ニ而も一切御受納不被遊候(椎葉操家本「椎葉山由来記」)

ここでは、椎葉山の庄屋以下役人が年頭御礼として人吉城へ登城し、藩主在国であれば御目見えたこと、城内や町宿で藩から料理を振る舞われるなど、人吉藩家中では土分としての待遇を受けたこと、しかし椎葉山から藩への上納品は一切なかったことが、椎葉山からの報告という形を取って述べられている。

以上「由来記」の内容について確認した。構成は平家落人伝説と「元和騒動」が中心であり、それぞれ詳細な記述がなされている。特に「椎葉山由来」では、平家落人伝説がかなりの分量を占めており、平家追討の大將那須大八郎が、藩政期の庄屋家の先祖に繋がられているなど、貴種意識とそれによる支配の正当性が強調されている。

しかし、これはあくまで伝説的なものとして記述されており、人吉藩からの尋問に対する現実的な庄屋由緒では一切触れられていない。ところが「元

和騒動」では、庄屋家が御朱印方＝幕府方として活躍したことが強調されているように、平家落人伝説も「元和騒動」も、何れも庄屋家一類および村役人がそれなりの由緒を持つ名家であることを証明するために利用され、記述されているのである。また「元和騒動」以降の部分の記述が、主に人吉藩の史料をもとに作成されていることから、この「由来記」が幕府へ報告するために作成されたものであることは明らかである。

二 「由来記」の成立時期

では次に、「由来記」の成立時期について考えてみたい。従来「由来記」の成立については、元和騒動や人吉藩預地の成立などの内容や、各所に記されている年月(例えば明暦二年や正徳二年、寛延二年など)が成立時期とされてきた。しかし、今までみたように「由来記」は数種類の話が縫合された構成となっており、それぞれの話の成立年代が異なるのは当然である。

(一) 成立年代の比定

記述内容から年代が明らかにできるのは、次のパターンである(なお、Dは第1表の内容分類を示す)。

D

蔵座高見家本では「明暦廿(二)の誤り―筆者註)年甲寅廿七日、惣山中尾八重ニ召寄、山中皆安堵之御意被仰付、右年数五拾八年程ニ候(傍線筆者)」とあるが、傍線部は明暦二年(一六五六)から五八年後、すなわち正徳二年(一七二二)をさす。この正徳二年は幕府が大名預所全廃令を出した年にあたることから、椎葉山を預かる人吉藩はそれまでの支配報告書を作成し提出したものと考えられる(尚、同年の預所全廃令は全ての大名預所が対象とされ例外は認められなかったが、人吉藩は椎葉山預りを引続き命じられている)。

E

これは「去辰年」と明記があり、辰年すなわち寛延元年(一七四八)の椎葉山の年貢上納分を記したものであるから、この部分の作成は翌寛延二年

(一七四九)である。

F

表現中に「椎葉と申名字ハいかゝいたし付候哉と御尋之処、那須と古名ニ而御座候由申伝候由」や、「松岡久左衛門義者代々松尾村へ罷在候哉御尋ニ付、代々罷在候由」といった幕府(巡見使)からの尋問に対する回答形式であること、また「五月廿三日大河内ニ而藤七左衛門申也(椎葉操家本「椎葉山由来記」)とあるように、五月二三日(十根川神社本では二四日)に大河内内横目の椎葉藤七左衛門が回答したことになることから、巡見使派遣に際して作成されたことが分かる。なお、藤七左衛門の名は延享三年(一七四六)および宝暦十一年(一七六一)に巡見使へ対応した答申書にもみえる。

G

ここではより具体的に、人吉藩役人から山中の人家ができた由来と現在帯刀している根拠についての尋問と、それに対する幕府への回答が述べられている。

(前略)支配之義政太郎先祖壹岐守へ御老中様方御連名之以御奉書、明曆二丙申閏四月被仰付候、則政太郎六代支配仕来申候、御代替り毎々以御奉書支配仕候様被仰付候、自分継々ハ不相替支配可仕旨御書付被成下候(椎葉操家本「椎葉山由来記」)

この記述が政太郎(相良頼峰)就封年間(元文三年(一七三八)〜宝暦八年(一七五八))のことであることは明らかであり、この間の調査であったことが分かる。

H

十根川神社本には「其後明曆二丙申年肥後国球摩御城主相良遠江守様御預り地被仰付候、右申之年より本年迄八十三年に罷成申候、当時之椎葉山之内大惣庄屋四人・御横目式人・小役人四拾八人御座候、至極静謐に治り申候」とあり、この部分の作成が「申之年」||明曆二年(一六五六)―椎葉山が人吉藩預地となった年―から八三年後、すなわち元文三年(一七三八)―人吉藩主相良政太郎(頼峰)の襲封年―に作成されたものであることがわかる。さらに椎葉操家本の同箇所奥書には、「寛延式巳九月」の日付が明記されて

いる。

以上のことから、作成年月が最も新しいのは寛延二年ということになり、この時期に元文三年の報告をもとに、椎葉山の由来や奈須姓を名乗る来歴の報告のために、「由来記」が作成されたと考えられる。

(二) 作成の背景

それでは寛延二年はどういう年なのであろうか。延享四年七月、將軍代替りの先例に倣い、新將軍家重は全国に巡見使を派遣しているが、幕府普請方役人と日田代官岡田庄太夫手代が椎葉山見分のために椎葉山へ入山したのは、まさにこの寛延二年のことであった。

同年四月二日、勘定所に人吉藩留守居が召呼ばれ、椎葉山見分のため普請役両人と日田代官手代が越山する旨が伝えられた。村々に案内を出させるとともに、人吉藩には「右御渡口上ニ而被仰聞候者、物毎不隠置案内可然候、御疑等有之候而ハ年々見分之者可被遣候、左候而者政太郎殿御首尾茂不宜候、随分左様之儀無之様ニ可致旨被仰渡也」との牽制を行っている。これは去る延享三年に椎葉山へ年貢が賦課される際に、人吉藩が高掛物の免除や賦課開始年分の免除を願出するなど、幕府へかなり抵抗した経緯があるためであろう。

幕府普請方役人両人が江戸を出立したとの報が人吉へもたらされたのは、同月一九日のことであり、二三日には江戸より椎葉山中の道橋・止宿等の指図が到来している。藩は同日付で椎葉山横目・庄屋らにその旨を申し伝えた。

覚

椎葉山内為御見分御普請役長岡文兵衛様・水谷郷右衛門様被差越候

一御見分之所々御差図之通御案内可仕候事

一他領境之儀於御尋者、従古来極居候通有躰ニ可申上事

一不依何色御尋事於有之三者不隠置、是又有躰ニ可申上候事

一今度之御見分之御方并御家来中、且又岡田庄兵衛様御手代中江無禮仕間敷事

一当時茂り山ニ而毒虫茂可有之候得共、従公義山内御見分之事ニ候間、少茂無用捨仰ニ志たかひ可致案内事

寛延二己巳年

四月廿三日

井口藤次左衛門
菊池仙右衛門

山中 横目中
庄屋中¹⁰⁾

幕府普請方役人と岡田手代らは、五月二日に椎葉山尾崎村へ入り、一二月二八日まで山中を見分し、同二九日二山中を出立している。

ここからも分かるように、「由来記」は寛延二年の幕府普請方役人および日田代官手代の椎葉山入山に際して、彼らへの対応マニュアルとして人吉藩が作成させたものであったのである。

結びにかえて

以上みてきたように、「由来記」の成立は寛延二年と考えられ、幕府役人への対応マニュアルとして人吉藩が作成させたものであることが明らかになった。「由来記」のなかで、平家落人伝説や元和騒動の顛末が中心的位置を占めるのは、庄屋一類が「名家」の流れを組み、かつ公儀に連なる存在であることを強調するためであった。

それでは、何故幕府は寛延二年という時期に役人を椎葉へ入山させたのだろうか。また人吉藩は何故わざわざ「由来記」を作成させて庄屋の系譜を強調せねばならなかったのだろうか。

幕府は寛延三年四月に、身分秩序整備のために幕領の十分以外の苗字帯刀理由の調査を行い、その由緒書を提出させているが¹¹⁾、椎葉山での幕府役人の入山と「由来記」作成は、この一環でなされたに他ならない。椎葉山の特徴は、山中に郷土が多数存在していたことであり、彼らは帳簿上は百姓と明確に区分されており、当然のように苗字を名乗り帯刀していた。安永三年の人吉藩による調査では、椎葉山の全人口四四八三人のうち郷土は三三〇二人にも上り、全体の七三・七%を占めている。しかし、彼らを郷土と認識し位置付けるのは、幕府でも人吉藩でもなく彼ら自身であり、かつ山中という限定された秩序空間においてのみであった。彼ら郷土の苗字・帯刀の根拠は極

めて乏しく、山中で絶大な支配力を誇る庄屋・横目らでさえ、宝暦一年の幕府巡見使への回答で系譜が那須大八郎に繋がることを強調しているが、証拠となる品々はなにもないことを答えている¹²⁾。

苗字・帯刀の正当な根拠を持たない彼らに残された途は、自家の系譜を平家落人伝説を取入れることによって那須大八郎へ繋げ、「元和騒動」では御朱印方として幕府方について働いたことを「由来記」で詳述し、公儀に連なる系譜であることを殊更強調することであった。人吉藩では、椎葉山中で苗字・帯刀を禁止することには激しい抵抗が予測されるため、幕府に対して椎葉山の苗字・帯刀の擁護¹³⁾黙認するよう働きかけている。

こうして「由来記」は、椎葉山中と人吉藩双方の思惑の一致のもとで完成する。以後、「由来記」は特に平家落人伝説を中心に、山中はもとより、周辺地域にまで広範囲に流布していくことになるのである。

「註」

- (1) このほかに三好利八「椎葉山根元記」があるが、原本が現存しないため除外している。
- (2) 『椎葉村史』(椎葉村 一九九四)八四〜八八頁参照。
- (3) 『椎葉村史』九二〜九三頁。
- (4) 『大日本古記録 上井覚兼日記中』(岩波書店)
- (5) 『元和騒動』に関しては、大賀郁夫「近世期山村支配の基調と「公儀」」(宮崎公立大学人文学部紀要)第二巻第一号 一九九五)参照。
- (6) 『大日本史料』第十二編之三十一
- (7) 新訂増補國史大系『徳川実紀』第二篇
- (8) 新訂『寛政重修諸家譜』第十阿部正之、『同』第十一大久保忠成
- (9) 熊本県立図書館蔵相良文書
- (10) 『大日本史料』第十二編之三十一
- (11) 熊本県人吉市立図書館蔵文書
- (12) 大賀郁夫「近世焼畑地考」(『宮崎県史研究』第十号 一九九六)
- (13) 服藤弘司「大名預所の研究」(創文社 一九八一)八〇〜八七頁。

- (14) 大賀郁夫「高外地域における領主仕置権に関する一考察―預所椎葉山への人吉藩の自分仕置権について―」(藤野保先生還暦記念会編『近世日本の社会と流通』雄山閣 一九九三)
- (15) 「相良家傍系図」(『人吉市史』第一巻 人吉市史編さん協議会 一九八一)
- (16) (17) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十八(人吉市立図書館蔵)
- (18) 宝暦十四甲申四月「椎葉山苗字帯刀一件覚」(明治大学刑事事博物館蔵内藤家文書)
- (19) 大賀前掲(1)論文、一八〇二頁。